

Topic

- ・無料法律相談を開催します！～「法テラスの日」記念
- ・「民事当番弁護士制度」～夜間相談開始！
- ・2月までの業務実績～法テラスがお答えします（離婚編）
- ・法テラス南和法律事務所のご紹介 ほか



日本司法支援センター 奈良地方事務所

法テラス奈良



ニュースレター 第2号

平成20年3月



無料法律相談を実施します！～「法テラスの日」記念行事



- ◆相談日：平成20年 4月 7日(月)～4月11日(金)
- ◆予約受付：☎050-3383-5450 法テラス奈良 (受付9:00～17:00)
～事前予約制となっております。ご予約はお早めに！～
- ◆会場：県内、2地域で行います。

奈良市 (法テラス奈良)

10:00～16:00

(相談時間: 1人30分 / 1日当たり12枠)



近鉄奈良線「近鉄奈良」駅から徒歩4分

中南和地域 (法律事務所)

13:00～16:00

(相談時間: 1人30分 / 1日当たり6枠)

※中南和地域については相談日によって開催場所がこととなります。詳しい相談場所についてはご予約時にご案内します。

◆相談を実施する法律事務所の所在地

4月				
7日(月)	8日(火)	9日(水)	10日(木)	11日(金)
橿原市	大和高田市	王寺町	大和高田市	大淀町

法テラスでは法人設立日である4月10日を「法テラスの日」とし、多くの方に法テラスを知っていただくために広報活動を行っています。今年は奈良市と中南和地域で無料法律相談を実施します。

どなたでもご利用いただけます！是非、ご利用ください！

※今回の法律相談は記念行事としての相談ですので、資力基準などの民事法律扶助制度の要件を問わない無料相談です。

今後の予定



「憲法週間」無料法律相談のお知らせ

◆実施期間

5月12日(月)～5月16日(金)

◆相談時間

13時～16時 (1人30分間) 事前予約制

◆開催場所

- 12日(月) 大和郡山市・葛城市
- 13日(火) 天理市・大淀町・奈良市
- 14日(水) 大和高田市・王寺町
- 15日(木) 生駒市・五條市・奈良市
- 16日(金) 香芝市・橿原市

民事当番弁護士制度 (奈良弁護士会)

～夜間相談が開始されます！是非、ご活用ください！～

奈良弁護士会が主催している民事当番制度という法律相談があります。これは原則30分間5,250円の弁護士の事務所での有料相談です。(ただし、民事法律扶助相談のほか一部無料の相談あり)

この当番弁護士制度を広く皆様にご利用いただくため、夜間の相談時間帯(18時～20時:お一人様30分間)が新たに2008年4月から設けられます。これにより、日中お仕事などで相談の機会を逃していた方も利用しやすくなります。

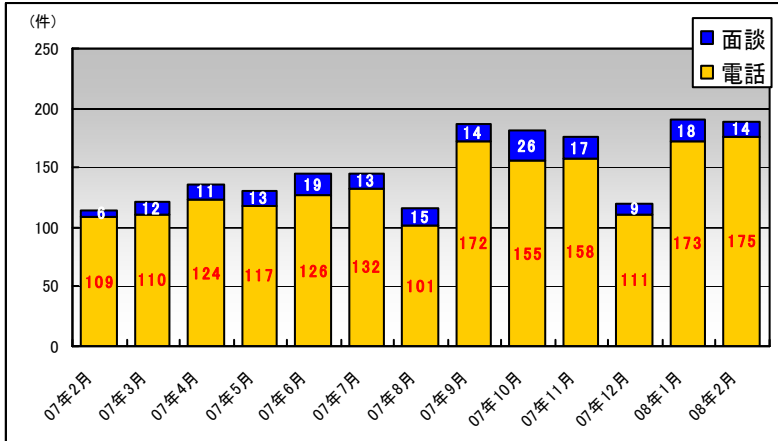
なお、事前予約が必要となりますが、どなたでもご利用いただけます。予約については、法テラス奈良に依頼されるか、直接奈良弁護士会(0742-22-2035)へお問い合わせください。



情報提供

あらゆる法的トラブルについて法制度の紹介、適切な相談窓口の案内をしています。
 お問い合わせには法的知識や相談経験を有する消費生活相談資格者等の専門相談員がお答えします。
 法テラス奈良の情報提供件数は皆様のご協力により、増加傾向にあります。
 これからも法テラス奈良を宜しくお願いいたします！

【図1】情報提供件数



法テラスはこんなに便利！

相談者の方の相談が専門外るとき…
 案内先が分からないとき…

法テラスなら

- ・法的トラブルについて法制度を紹介します。
- ・相談者の方に適切な相談窓口を紹介します。



是非、法テラスをご紹介ください！

民事法律扶助

◆法テラス奈良の無料法律相談◆

・相談日／毎週月・水・金 13:00～16:00

・事前に電話でご予約ください。

※収入・資産が一定額以下であることなど、右の基準を満たしている方が対象です。

詳しくはお問い合わせください。

(A) 収入等が一定額以下であること

単身者	2人家族	3人家族	4人家族
182,000円以下	251,000円以下	272,000円以下	299,000円以下

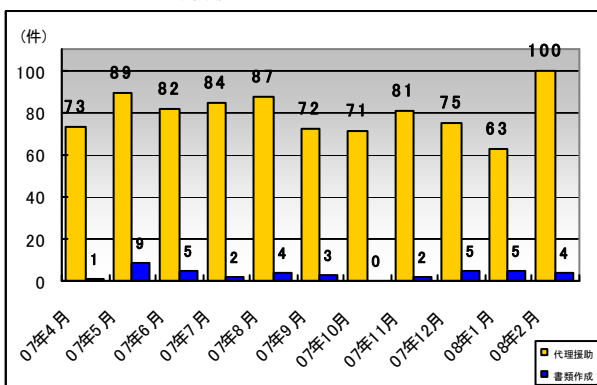
(B) 勝訴の見込みがないとはいえないこと

(C) 民事法律扶助の趣旨に適すること

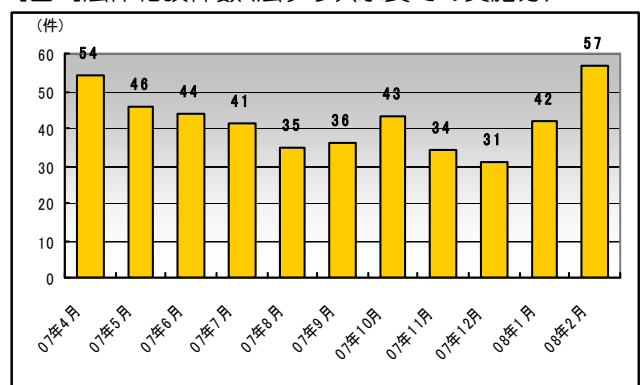
(報復や宣伝、権利濫用目的等の場合は利用できません)

民事法律扶助制度は、経済的にお困りの方が法的トラブルにあった時に、無料で法律相談を行い(法律相談援助)、弁護士・司法書士の費用の立替え(「代理援助」「書類作成援助)」を行う制度です。

【図2】援助決定件数



【図3】法律相談件数(法テラス奈良での実施分)





Q1 離婚手続きには、
どのようなものがありますか？

A1 離婚とは、婚姻の解消原因の一つです。離婚する方法としては夫婦間の話し合いによる**協議離婚**があります。話し合いが調わない場合に、いきなり離婚を求める訴訟を提起することはできず、まず調停を申し立てなくてはなりません(**調停前置主義**)。調停が整理すれば離婚となり、これを**調停離婚**といいます。調停が不成立の場合には、家庭裁判所の裁判で離婚を求めることができます。このように判決で離婚を**裁判離婚**といいます。



**法テラスが
お答えします！**

A1 家庭裁判所の調停によって成立する離婚のことです。家庭裁判所に、**夫婦関係調停(いわゆる離婚調停)**を申し立て、調停の中で、離婚の合意ができ、離婚調書に記載されたときに、離婚が成立します。市区町村役場への届出は、調停成立の日から、10日以内に行うこととされています。



Q2 調停離婚とは、
どのようなものですか？



ご紹介した質問とその答えはリーフレットQ&Aシリーズ「離婚問題」に掲載されています。Q&Aシリーズは「民事全般」、「建築賃貸借」、「相続」、「多重債務」、「労働」、「離婚」の全6種類です。窓口への据置きや専門外の問い合わせなどにご活用ください。
※送付希望は法テラス奈良までご連絡ください。

※サイズ:10cm×21cm(4つ折)

日弁連委託援助業務

「日弁連委託援助業務」は「民事法律扶助制度」や「国選弁護制度」等の対象外の方々の人権救済の観点から弁護士費用等の援助を行うものです。平成19年10月に日弁連から委託を受けて業務を開始しています。
※制度のご利用には弁護士からの申込みが必要となります。
(日弁連は日本弁護士連合会の略です。)

【表1】日弁連委託援助申込件数

	10月	11月	12月	1月	2月	合計
刑事被疑者	5	7	2	5	5	24
少年保護事件	2	6	2	0	0	10
犯罪被害者	0	1	0	0	0	1
難民認定	0	0	0	0	0	0
外国人	0	0	0	0	0	0
子ども	0	0	0	0	0	0
精神障害者	0	0	0	0	0	0
心神喪失者	0	0	0	0	0	0
高齢者等	0	1	1	0	0	2
合計	7	15	5	5	5	37

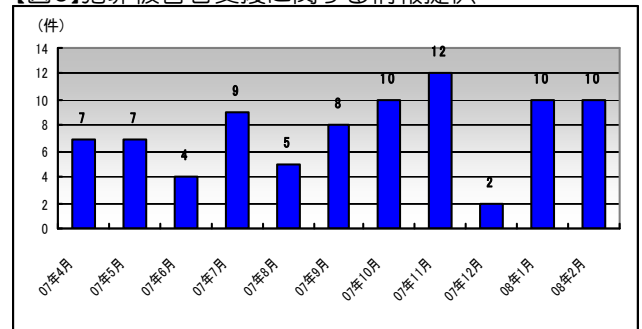
国選弁護関連

国選弁護人及び国選付添人になろうとする弁護士との契約、国選弁護人候補者及び国選付添人候補者の指名及び裁判所への通知、国選弁護人及び国選付添人に対する報酬・費用の支払いなどの業務を行っています。

※国選付添人制度は2007年11月から始まりました。

犯罪被害者支援

【図5】犯罪被害者支援に関する情報提供



刑事手続への適切な関与や損害・苦痛の回復・軽減に役立つ制度、犯罪被害者支援を行っている団体の紹介を行う「情報提供」と、犯罪被害者支援に精通している「弁護士の紹介」を行っています。

【表2】裁判所への候補者指名通知件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
被疑者	11	3	4	1	5	7	11	4	8	5	11
被告人	40	73	54	47	53	28	64	67	57	62	56
少年								2	1	0	0



法テラス南和法律事務所



法テラス南和では随時、法律相談を実施しております。必要に応じて事件の受任も受け付けております。弁護士費用等に心配のある方には費用の立替払い(民事法律扶助制度)を利用することも可能です。
 ※「民事法律扶助制度」には収入や資産の額が一定の金額以下であること等、ご利用に条件があります。詳しくはお問い合わせください。



TEL:050-3383-0025
 (吉野郡大淀町 やすらぎビル4階)

ホームページをリニューアルしました!



1月31日より法テラスのホームページを大幅リニューアルしました。

今回のリニューアルでは見やすさ、使いやすさはもちろんのこと各地方事務所のサイトも開設されています。

法テラス奈良のサイトでは無料法律相談等の情報を随時更新していきます。是非、ご覧ください。

法テラス奈良 <http://www.houterasu.or.jp/nara/>
 法テラス <http://www.houterasu.or.jp>

※リンクも随時可能となっております。
 ご希望の場合は法テラス奈良までご連絡ください。

法テラスコールセンター
 法的トラブルでお困りの方
☎ 0570-078374
 通話料:全国一律3分8.5円(PHS・IP電話からは03-6745-5600)
 平日 9:00~21:00 土曜日 9:00~17:00

コールセンターは平日は21時まで、土曜日は17時までご相談を受け付けております。

裁判員制度は2009年5月までに始まります。

法テラスは裁判員制度に関する情報提供も行っています。



各種のご寄附をお受けしています。



篤志家寄附、遺贈による寄附、相続財産の寄附 等

法テラスは、特定公益増進法人(所得税法、法人税法、租税特別措置法)に指定されておりますので、税制上の優遇措置を受けることができます。

お受けした寄付金は、法テラスが行う公益性の高い各種業務の事業費や運営費に使用させていただきます。

※ご寄附のお申込み・お問い合わせは、法テラス奈良まで

日本司法支援センター奈良地方事務所
法テラス奈良 営業時間: 平日(9時~17時)
 〒630-8241 奈良市高天町38-3 近鉄高天ビル6階
 TEL 050-3383-5450 / FAX 0742-24-3213

日本司法支援センター南和地域事務所
法テラス南和 営業時間: 平日(9時~17時)
 〒638-0821 吉野郡大淀町下淵68-4 やすらぎビル4階
 TEL 050-3383-0025 / FAX 0747-52-9179